

Ⅱ 風景づくりの基本方針

1. 基本理念

風景づくりの基本方針は、こうあるべきとした根本の考えである基本理念と目標、風景づくりの計画を実行する上での基本的な方向を示す基本方針で表現されます。本計画は、全市公園化構想や飯山市景観形成基本計画（以下、基本計画）の考え方や個々の取り組みを継承しながら、地域の風景の特性を生かし、新たな課題に対応した拡がりを重点に置いた風景づくりを基本方針に定めます。

（1）基本理念

飯山市の風景を見渡すと森林、河川、田園など純度の高い自然環境や四季折々の魅力ある風景が無数に広がり、先人たちが築いてきた歴史・文化的に重要な資源も多く残されています。この飯山らしい魅力ある風景を、地域固有の財産として大切に守り育て、北陸新幹線飯山駅開業を契機に信越自然郷の飯山ブランドとして生かし、飯山に住む人も、訪れる人みんなが「いいね、いいやま」と声を発してくれるような風景づくりが求められています。

飯山市第5次総合計画の将来像「自然と共生する豊かな暮らし」のもと、市民一人ひとりの手によって、この豊かな資源から新たな価値を創造し、地域が連携し、様々なネットワークを通じ「訪れたいまち、住み続けたいまち」をつくっていくため、基本理念を次のとおり掲げます。

自然と共生する豊かな暮らし
～訪れたいまち、住み続けたいまち～ の実現



(2) 基本方針

ア 基本方針の構成

基本方針は、風景の骨格を形成する風景の縁取りと2つの主な風景軸、6つの風景地域、及び風景資源系に分けて方針を定めます。また、その他重要な風景要素の方針は、歴史・文化資源、まち並みの色彩、屋外広告物に関して方針を定めます。

■風景の骨格

風景を縁取る山並みの緑、市域を貫いて奥行きやつながりを感じる千曲川や主要な道は、人々が風景を認識する手がかりとして重要な風景要素として位置付けられます。

風景の骨格		対象となる要素
風景の縁取り	山並み・緑の縁取り風景	斑尾山から鍋倉山へと連なる山並み、長峰丘陵、高社山、万仏山から毛無山へと連なる山並みと山裾斜面の緑
風景軸	眺めのある道の風景軸	周囲の山並みや田園の眺めがある主要道路 ※飯山市沿道景観維持に関する指導要綱に位置付けられている道路
	千曲川の水辺風景軸	千曲川の河川区域

■6つの風景地域

平地、段丘地、山間地などの地形的特色と風景的なまとまりにより、6つの風景地域に区分することができます。この風景地域は、本計画の地域区分として位置付けられます。

地域区分	対象となる地域
① 市街地商業地域	都市計画用途地域の商業地域、近隣商業地域
② 市街地地域	都市計画用途地域のうち、商業地域、近隣商業地域を除いた地域
③ 沿道市街地地域	国道 117 号の伍位野交差点から北畑交差点までの両側各 100 メートル以内、県道上越飯山線の黄金石入口交差点から小沼三叉路までの両側各 30 メートル以内
④ 田園地域	国土利用計画に示された都市地域と田園地域に相当する地域のうち、①、②、③、⑤を除いた地域
⑤ 山麓田園地域	国土利用計画に示された田園地域に相当する地域のうち瑞穂地区の小菅・福島・神戸・富田、岡山地区の温井・羽広山・土倉・柄山
⑥ 山地・高原地域	国土利用計画に示された森林地域に相当する地域（千曲川流域を除く）

※国土利用計画の田園地域や森林地域に相当する地域は、同計画の土地利用現況図を基に境界を定めます。

■風景資源

風景構造を印象づける風景資源は、幾つかの類型される中で、建築物、樹木、眺望、公共施設についての基本的な方針を定めます。（VI 風景資源に関する基本方針参照）

■その他重要な風景要素の方針

風景づくりを進める上で重要な風景要素である、「歴史・文化資源」、「まち並みの色彩」、「屋外広告物」について基本的な方針を定めます。

イ 風景の骨格の基本方針

山並み・緑の縁取り風景 「地域を縁取る山並み・山肌の緑を背景にした風景づくり」

■風景軸の特性

- ◆ 斑尾山から鍋倉山へと連なる山並み、長峰丘陵、高社山、万仏山から毛無山へと連なる山並みなどは、風景の面的なまとまりある領域を限定し、風景地域の様々な背景となり、飯山固有の風景を感じさせる重要な要素となっています。



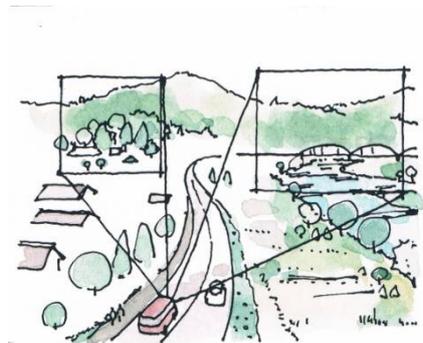
■風景づくりの方針

- ◆ 山並み・山肌の緑の自然景観を常に意識して風景地域の風景づくりに取り組みます。それゆえに山裾の緑などでは、安易な乱開発等にならぬよう配慮し、市街地や集落のまち並みと家並みと一体感のある風景づくりを目指します。

眺めのある道の風景軸 「周囲と調和した道沿いの風景づくり」

■風景軸の特性

- ◆ 市内の主な道からは、広がりのある農地と点在する集落、千曲川、鍋倉山や高社山などの山並みなど優れた眺望を楽しむ場所が多くあります。
- ◆ 分かりやすく変化のある道沿いの風景は、自分のいる場所と目的とする場所への方向を知る役割をもっています。



■風景づくりの方針

- ◆ 眺めのある道は、周囲に広がるロケーションを活かした道沿いの風景づくりを目指します。特に「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」に位置付けられた道路については、道沿いの風景の保全や眺望を活かす取り組みを進めます。

千曲川の水辺風景軸 「千曲川と川沿いの地域が一体となった魅力的な風景づくり」

■風景軸の特性

- ◆ 市内を南北に貫く千曲川は、風景の重要な骨格要素であり、特に眺望風景においては飯山らしさを特徴づける大きな要素となっています。
- ◆ また、水辺の風景、河川敷に広がる農地、堤防沿いのフラワーロード、桜つつみなどの要素も、市民の暮らしにうるおいとやすらぎを与えています。



■風景づくりの方針

- ◆ 千曲川の風景は、河川沿いの地域と一体となった風景をつくることから、市街地地域や田園地域などの風景と調和した魅力的な水辺の風景づくりを目指します。特に、河川沿いの建築物や工作物については、広がりある眺望風景を阻害しないようにします。
- ◆ 千曲川にかかる橋については、千曲川の風景の写真や絵画に必ず橋が映しだされているように風景の重要な要素になっています。橋を整備する際には、周辺の風景づくりに細心の注意を払うデザインを目指します。

ウ 地域区分ごとの基本方針

市街地商業地域 「中心市街地の賑わい、もてなしを感じるまち並みの風景づくり」

■地域の特性

- ◆ 本町、愛宕町などの通り毎に商店街を形成している。近年の中心市街地の衰退に伴い空き家や空き地が目立つようになってきている。
- ◆ 2～3階の低層建築物が通り沿いに並び、アーケード又は雁木が設置されて雪国の特徴的なまち並みを有している。
- ◆ 飯山駅周辺は、新幹線及び区画整理によりまち並みの風景が大きく変化しつつある。
- ◆ 愛宕町は寺町に隣接し、仏壇街としてイメージを有するまち並みを形成している。

■風景づくりの方針

- ◆ 飯山市の中心市街地のシンボリックな通りは、商業地としての賑わい、もてなしを感じるまち並みの風景の演出を図ります。
- ◆ 飯山城の城下町、寺町の歴史・伝統的な雰囲気を受け継ぐまち並みを目指します。
- ◆ 中心市街地に点在する観光資源や店舗などを歩いて楽しめるまちづくりを目指します。

市街地地域 「豊かな生活環境とうるおいが感じられる風景づくり」

■地域の特性

- ◆ 市街地商業地域を取り囲み、低層の戸建て住宅を中心としたまち並みが広がっている。
- ◆ 寺町は、歴史的な雰囲気醸し出している寺社が建ち並び、飯山らしい魅力的な場所である。飯山城址公園も、城跡の石垣やサクラ並木などにより良好な風景を有し、飯山市のシンボリックな存在となっている。
- ◆ 比較的広い敷地に規模の大きな建築物を有している市役所、病院、学校、通信事業者などの公共的施設が点在している。

■風景づくりの方針

- ◆ 背景の山並みや周囲の自然環境との調和とともに、道沿いの緑化によりうるおいある市街地の風景づくりを目指します。
- ◆ 積雪期の雪処理と周囲の建築物との調和を考慮しながら、建築物の配置や屋根の形態などの工夫により、住宅地としてまとまりある風景をつくりだします。

沿道市街地地域 「周囲の自然環境と賑わいが調和のとれた道沿いの風景づくり」

■地域の特性

- ◆ 静岡バイパスなどの幹線道路沿いには、郊外型店舗が集積しており、誘目性の高い建築物の意匠や広告物が見られる。
- ◆ 屋外広告物の制限は「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」などで一定の効果を出している。しかしながら、のぼり旗などが乱立して目立っている。
- ◆ 建築物は、平屋建ての陸屋根形式が多い。

■風景づくりの方針

- ◆ 飯山市の市街地へ導く幹線道路として、背景に見え隠れする山並みや周囲の自然環境と調和し、飯山市の個性と魅力的な道沿いの風景づくりを目指します。
- ◆ 広い幅員の道路と交通量の多い自動車、広い駐車場などにより無機質な風景になりがちな道沿いに対して、シンボルとなるような高木の適正な配置などにより、うるおいある風景づくりを進めます。

田園地域 「豊かな緑と集落が調和したふるささが感じられる風景づくり」

■地域の特性

- ◆ 柳原から太田、常盤、木島、秋津地区などに広がる農地が集落と一体となり、自然と調和した風景を構成している。
- ◆ 集落は、道沿いに民家が列状・塊状に分布し、地域の風土に調和したまとまりある居住地の風景が形成されている。
- ◆ 近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども見受けられる。

■風景づくりの方針

- ◆ 鍋倉山や高社山などの山並み、広がりのある田園、豊かな緑を有する集落などが調和し、雪国の気候や風土に培われたふるさとの原風景ともいえる田園風景の維持に努めます。
- ◆ 集落や民宿街の中では、道沿いの緑化などによりうるおいある田園の暮らしを演出します。

山麓田園地域 「丘陵地や扇状地に広がる田園と歴史・文化が融合する風景づくり」

■地域の特性

- ◆ 岡山地区の温井や柄山などの丘陵地に広がる広い農地と集落は、鍋倉山を代表とする山並みに囲まれながらも視界が広がる風景を構成している。冬の豪雪地帯としての風景を含め、飯山市の固有の風景である。
- ◆ 同様に、瑞穂地区の小菅、福島は扇状地に広がる農地と集落の風景は、周囲の自然環境と歴史的資源を含めて飯山市の固有の風景を構成している。
- ◆ 近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども見受けられる。

■風景づくりの方針

- ◆ 岡山地区の丘陵地に広がる田園は、鍋倉山を始めとした山並み、広がりのある田園、斜面緑地を後背となる集落などが調和したやすらぎのある風景の保全に努めます。
- ◆ 小菅神社へ向かう道沿いに形成された小菅の集落、万仏山へ向かう道沿いに形成された福島の集落などは、歴史的な雰囲気のある家並みの連続性の保全に努めます。

山地・高原地域 「山あいの自然環境と調和したリゾート地や集落の風景づくり」

■地域の特性

- ◆ 他地域より標高が高く、比較的急傾斜地にある樹林などの自然性が高く、富倉地区などの山あい集落、及び斑尾高原スキー場を中心としたリゾート地が存在している。
- ◆ 山あいにある集落は、伝統的な民家や歴史的資源のある風景を有している。しかしながら、近年は耕作放棄地も見られ、空き家や放置された倒壊家屋なども多く見受けられる。
- ◆ スキー場などのリゾート地は、活況な時期につくられた欧米風なペンションやホテルなどの建築物が多く存在する。しかしながら、近年のスキー人口の減少を反映して、空き家、空き店舗が増え、観光やまち並みのイメージとしてマイナスとなっている。

■風景づくりの方針

- ◆ 自然環境と調和した保健休養地、リゾート地が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、良好な自然環境の保全・活用を図り、優れた風景を阻害しないよう努めます。
- ◆ 富倉地区などの山あいにある集落の風景が維持されている地域では、集落の営みを維持していくという根本的な課題と共に良好な家並みの保全を目指します。

(3) 風景のその他重要な要素の方針

歴史・文化資源 「歴史・文化資源の保全とその周辺のまち並みや家並みと調和」

■風景づくりの方針

飯山市の中には、飯山城址、寺町、小菅集落など歴史・文化的資源が残されている特徴的な区域が存在します。この歴史が感じられる風景には、それぞれの時代の文化を担ってきた先人たちが、飯山の地形や四季折々に変化のある自然環境を活かしながらかつくり上げてきた建築物や構造物、祭りなど無形文化によって歴史・文化が引き継がれてきています。

歴史・文化が感じられる風景を更に後世に引き継げるよう、歴史・文化資源の保存計画とその周辺のまち並みや家並みと調和が図れる取り組みを進めます。

■取り組みのあり方

- ◆ 歴史的・文化的資源が残されている特徴的な区域については、地元住民の合意に基づき「風景づくり推進地区」などの指定を目指し、一体的に風景づくりに取り組みます。
- ◆ 文化的景観保全計画などが策定された地区は、本計画との連携を図りながら効果的な風景づくりにつなげます。
- ◆ 祭りなどの無形文化も地域を彩る風景のひとつとして考え、四季の事物や行事のことを考えた風景づくりに取り組みます。

まち並みの色彩 「自然豊かな風土と調和した建築物や工作物の色彩」

■風景づくりの方針

まち並みにおける色彩は、風景づくりを進める上で重要な要素です。まち並みの色彩には、花や緑など季節により移り変わるもの、信号や案内のように重要な情報を伝えるもののように美しく際立てる要素（アクセントカラー）と、建築物の壁や屋根の大部分のように周辺の融和させるべき要素（ベースカラー）があります。この二つの要素が秩序良く保たれている状態が美しい風景と言えます。

色彩は、飯山らしさをも表します。美しいまち並みをつくるには、自然豊かな飯山市の風土に配慮し、個々の建築物や工作物がお互いに秩序が保たれた関係で調和を図り、生活に必要な情報や花や緑などが映えるように計画します。

■取り組みのあり方

- ◆ 地域の特性を踏まえた基準と推奨色を示したガイドラインを作成し、これを基に良好なまち並みをつくれます。
- ◆ 色彩は、色の組み合わせ、色の大きさなどの関係性により、基準や推奨色だけでは計

れない場合があります。難しい色彩の案件については、アドバイザー制度などを活用してより良い色彩を創造します。

屋外広告物 「屋外広告物の効果的な掲出と基準の適正な運用」

■風景づくりの方針

屋外広告物は、良好な風景づくりを進める上で重要な要素であることから、屋外広告物の効果的な掲出を行えるような制限と創造を導きます。屋外広告物の具体的な制限と創造については、次に掲げる項目を基本的な考え方とし、屋外広告物法のもとに「長野県屋外広告物条例」や、既存の「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」を本計画に位置付け適正な運用を図ります。また、将来に向けては、市独自の屋外広告物条例を制定していきます。

■取り組みのあり方

- ◆ 建築物と一体的なデザインとし、周囲のまち並みと調和した大きさ、位置などに配慮した基準を定めます。良好な山並みの眺望や田園風景が望める道路沿いなどについては、表示面積や高さなどに配慮した基準を定めて制限と創造を導きます。
- ◆ 商店街や観光地などについては、歩きながら見て楽しめ、もてなしを感じる屋外広告物の掲出を目指します。
- ◆ 飯山市全体の風景イメージとして、けばけばしい色づかいや、光源で動きのあるものを避けた屋外広告物を目指します。